国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

 \bigcirc 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律 (昭和二十七年法律第百九十一号)

(傍線の部分は改正部分)

面金額と同額とする。 5 第二項の規定により発行する基金通貨代用証券の交付価格は、額 5	2~4 (略)	第五条 (略) 第五条 (部) 第一 (証券による基金への出資)	の範囲内において、出資することができる。 銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる三十四億四千四百十万ドル 13 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、 13	2 12 (略)	第二条の二 (略) 第二条の二 (略) 第二条の二 (略) 第二条の二 (略) 第二条の出資額 (金) 第二条の出資額 (金) 第二条の出資額 (金) 第二条の出資額 (金) 第二条の二 (金) 第三条の二 (金) 第三条の三 (金) 第三条の三 (金) (金) 第三条の三 (金)	改正案
面百円につき百円とする。 第二項の規定により発行する基金通貨代用証券の交付価格は、額	2~4 (略)	第五条(略)(証券による基金への出資)	(新設)	2~12 (略)	第二条の二(略)(銀行への出資額)	現行

(国債による銀行への出資等)

第十条 国債で、 る国債で、 合衆国通貨に代えてその 政府は、第三条第一項の規定により銀行に出資するアメリカ それぞれ出資することができる。 本邦通貨に代えてその 一部をアメリカ合衆国通貨をもつて表示す 一部を本邦通貨をもつて表示する

(寄託所の指定)

第十四条 の規定に従い、基金及び銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄 の保有する当該資産の寄託所としての業務を行うものとする。 託 開発銀行協定第二条第三項心並びに第五条第十一 日本銀行法第四十三条第一項の規定にかかわらず、基金及び銀行 所として日本銀行を指定する。この場合においては、日本銀行は 政府は、 |条第三項(b並びに第五条第十一項(a及び第十二項国際通貨基金協定第十三条第二項並びに国際復興

(国債による銀行への出資等)

第十条 に代えて、 政府は、第三条第一項の規定により銀行に出資する本邦通貨 その一部を国債で出資することができる。

第十四条 (寄託所の指定) 政府は、

行うものとする。 わらず、基金及び銀行の保有する本邦通貨の寄託所としての業務を おいては、日本銀行は、日本銀行法第四十三条第一項の規定にかか 発銀行協定第五条第十一項の規定に従い、 において同じ。)の寄託所として日本銀行を指定する。この場合に べての本邦通貨(基金通貨代用証券及び国債を含む。 国際通貨基金協定第十三条第二項及び国際復興開 基金及び銀行の保有する 以下この条

(傍線
0
部
分
は
改
正
部
分